

## 市民生活環境課からのお知らせ

問 840・8124 市民生活環境課

### ハブの活動に注意!



#### 資源ごみの出し方にについて

**内容** 近年、資源ごみ（再資源化が可能なごみの総称。（例）紙類／缶類／びん類／ペットボトル）の取り扱いが厳しくなっています。そのため、資源ごみを出して収集できないことがあるので、資源ごみを出す際には以下の点に注意してください。

資源ごみを出して、資源ごみの促進にご協力を願います。

**紙類** 紙類は、濡れるとリサイクルできない為、雨天時は次回の収集日に出してください。※収集時に飛散することがあるため、必ず紐で縛ってください。

**ペットボトル** ラベルとキャップを外して、軽く水洗いをして資源ごみの袋に入れて出してください。

**缶類** 中身を取り除き、軽く水洗いをし、ふたを取って、資源ごみの袋に入れて出してください。※ふたは、燃やせるごみまたは資源ごみへ

して下さい。※ペンキ缶、スプレー缶は燃やせないごみへ

**びん類** 中身を取り除き、軽く水洗いをし、ふたを取って、資源ごみの袋に入れて出してください。※ふたは、燃やせるごみまたは資源ごみへ

**その他注意事項** ペットボトル、かん類、びん類のリサイクルにあたっては、異物が混入していると支障をきたしますので中身を水洗いして、それぞれ分別して資源ごみの袋に入れてください。



ラベルやキャップが外されずに出された資源ごみは写真のように不回収のシールが張られますので、次の回収日までに改善しましょう。

▼草刈りやネズミの駆除など敷地内の環境整備を行い、ハブが生育・侵入しにくい環境を整える  
▼田畠や山野、草地などへの出入りや夜間に歩行する際には十分注意しましょう。

ハブによる咬症被害は、私たちの注意によって未然に防止することができますので次の点を心がけましょう。

患者が発生しています。これまでのハブ対策の推進により近年のハブ咬症による死亡者は見られなくなりますが、9月から11月までは、ハブの活動が活発になります。加えて農作業や行楽などで田畠や山野、墓地への出入りが多くなるため、ハブ咬症被害に注意する必要があります。もし、ハブに咬まれた場合は、激しい動きをしないで、身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けましょう。

## 後期高齢者医療制度の障害認定について

問 国民健康保険課  
840・8127

条件	内容
① 医療保険加入後の医療費の負担割合は1割または3割※被保険者の所得が現役並みの場合は3割	一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度の対象（被保険者）となります。
② 保険料は加入月から後期高齢者医療保険料を被保険者ごとに負担	次の場合のすべてにあてはまる人は、加入申請を行うことにより、後期高齢者医療保険の被保険者となることができます。※審査で認定される必要があります。
③ 後期高齢者医療保険の認定後であっても、いつでも将来に向かって撤回することが可能です。	医療費負担が1割になるかもしれませんので、該当者は国民健康保険課長寿医療係までお問合せください。
その他	① 障害手帳などをもつている人 ② 65歳以上75歳未満の人 ③ 65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療保険の認定後であっても、いつでも将来に向かって撤回することが可能です。

### 【該当する障害者手帳など】

申請できる人	障害手帳などの種類	等級など
65歳以上75歳未満の人であって次の障害手帳などを取得している人	身体障害手帳	1級、2級、3級および4級 4級は音声または言語機能障害、下肢障害など一部のみ該当
	国民年金証書	障害年金1級、2級
	精神障害者保健福祉手帳など	1級、2級
	療育手帳	A1、A2

 **令和2年国勢調査**  
【調査票の提出のお願い】

**至急**

**国勢調査の回答がまだお済でない方  
調査票にご記入のうえ  
至急ご提出ください！**

**調査についてのお問合せは**  
国勢調査センター  
**0570-07-2020**  
IP電話の場合: 03-6636-9607  
※おかげ間違ひのないようにご注意ください。

設置期間: 10月31日(土)まで  
(土日・祝日もご利用できます)

受付時間: 午前8時～午後9時

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。  
携帯電話の場合、所定の通話料金となります。